

第九十回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第一号

本国会召集日(昭和五十四年十一月二十六日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 塩谷 一夫君

理事 石川 要三君	理事 大石 千八君
理事 中村 弘海君	理事 松野 幸榮君
理事 小川 省吾君	理事 加藤 万吉君
理事 小濱 新次君	理事 三谷 秀治君
理事 河村 勝君	
池田 淳君	小澤 潔君
亀井 静香君	亀井 善之君
岸田 文武君	北口 博君
工藤 巖君	椎名 素夫君
丹羽 雄哉君	吹田 悦君
井岡 大治君	河野 正君
神沢 淳君	細谷 治嘉君
小川新一郎君	齋藤 実君
吉井 光昭君	安藤 巖君
部谷 孝之君	田島 衛君

昭和五十四年十二月四日(火曜日)

午前八時五十二分開議

出席委員

委員長 塩谷 一夫君

理事 石川 要三君	理事 大石 千八君
理事 中村 弘海君	理事 松野 幸榮君
理事 小川 省吾君	理事 小濱 新次君
理事 河村 勝君	
池田 淳君	小澤 潔君
亀井 静香君	亀井 善之君
岸田 文武君	北口 博君
工藤 巖君	椎名 素夫君
丹羽 雄哉君	吹田 悦君
神沢 淳君	細谷 治嘉君

小川新一郎君
吉井 光昭君
田島 衛君
齋藤 実君
安藤 巖君

出席政府委員
自治大臣 後藤田正晴君

自治政務次官 安田 貴六君
消防庁長官 近藤 隆之君
消防庁次長 鹿兒島重治君

委員外の出席者
地方行政委員会 調査室長 岡田 純夫君

委員の異動
十二月三日

補欠選任
亀井 静香君
塩崎 潤君
藤田 義光君

同日
北口 博君
藤田 義光君

同日
北口 博君

同日
北口 博君
補欠選任 田中 六助君

同日
北口 博君
補欠選任 田中 六助君

十一月二十九日
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四号)

○塩谷委員長 これより會議を開きます。

内閣提出に係る消防施設強化促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、提案理由の説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○後藤田自治大臣 ただいま議題となりました消防施設強化促進法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

市町村の消防施設の整備につきましては、昭和二十八年度の消防施設強化促進法の制定により国庫補助制度の確立を見て以来、逐次その充実強化が図られてきたところでございますが、昭和四十九年度には、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、昭和五十三年度までの五年間、これらの消防施設の整備に係る国庫補助率を引き上げることとされたところであります。しかしながら、昭和五十四年度以降においても、なお相当数の人口急増市町村の存在が予想されますので、これら市町村における市街地の拡大等に伴う消防施設整備の緊急性にかんがみ、この国庫補助率の特例措置を適用すべき期間を延長する必要があると見られます。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

あります。
次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村における消防施設の整備に係る国庫補助率を二分の一に引き上げる措置を、引き続き昭和五十八年度まで講ずることとしたしております。

以上が、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。なにとぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○塩谷委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○塩谷委員長 本案につきましては、質疑、討論の申し出がございませんので、直ちに採決いたします。

○塩谷委員長 賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○塩谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○塩谷委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、中村弘海君、小川省吾君、小濱新次君、安藤巖君、河村勝君、田島衛君から、六党共同をもって附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議の提出者から趣旨の説明を求めます。中村弘海君。

由クラブの六党を代表し、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案に対して、次の附帯決議を付したいと思ひます。

案文の明記により趣旨説明にかえさせていただきます。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、最近における火災その他の災害の実態にかんがみ、消防体制の整備と消防力の増強を図るため、次の諸点につき、すみやかにその実現を期すべきである。

一、火災時における人命の安全に万全を期するため、百貨店、地下街、複合用途防火対象物等については、防火管理者の選任義務の徹底等防火管理体制の強化、避難救助体制の充実、消防用設備等の保守の徹底等を図るとともに、特に超高層建築物の防火管理体制の強化について推進すること。なお、百貨店、旅館、病院等の特定防火対象物のスプリンクラー設備等の設置義務違反については、強力な是正措置を講ずること。

二、救急業務の円滑な実施を図るため、救急隊員の増強等救急搬送体制の一層の充実を図るとともに、救急医療機関の拡充等救急医療体制の強化を図ること。

三、石油コンビナート等特別防災区域における火災等の災害を防止するため、関係市町村の消防力の充実強化を図ること。また、特定事業者の防災資機材等の整備による自衛消防力の強化等防災体制の整備強化を促進すること。

四、大地震による被害の防止と軽減を図るため、広域的防災体制の整備、避難・救急対策、防災意識の高揚等震災対策の充実強化について積極的に推進すること。

また、地震防災対策強化地域における緊急整備事業の緊急かつ計画的な実施については、関係地方団体が負担過重とならないよう国庫補助率の嵩上げ等財政上の特例措置を講ずること。

五、消防職・団員の職務の特殊性にかんがみ、その処遇改善を図るため、出動手当等の増額、勤務体制の改善、職場環境の整備等に努めるとともに、消防団員については、その報酬の改善、退職報酬金の充実、服装の改善等を図り、団員の確保に努めること。

六、消防財政の充実を図るため、市町村の自主財源の増強を図るとともに、消防施設等整備のための国庫補助金の充実及び良質な地方債資金の拡充について特段の措置を講ずること。

右決議する。
以上であります。
何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

○塩谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。これより本動議の採決をいたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○塩谷委員長 起立総員。よって、中村弘海君外五名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、安田自治政務次官より発言を求められておりますので、これを許します。安田自治政務次官。
○安田(貴)政府委員 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○塩谷委員長 この際、お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○塩谷委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塩谷委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、本会期中、地方行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により

地方自治に関する事項
地方財政に関する事項
警察に関する事項
消防に関する事項

以上の各事項について、国政に関する調査を行うため、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○塩谷委員長 御異議なしと認めます。よって、次回、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時散会

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十三年度」を「昭和五十八年度」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の附則第二項の規定は、昭和五十四年度分の予算に係る国の補助金から適用する。

人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの消防施設に係る国庫補助率の特例措置を、引き続き昭和五十八年度まで講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。